



とちりハ通信

第55号
平成29年10月

◆各部の近況 —今回は各部の実施した行事、イベントなどをお伝えします—



こども発達支援センター 春の遠足に行きました！

4月と5月、こども発達支援センター医療型クラスのきりん組、りす組はそれぞれ「春の遠足」に行ってきました。目的地の宇都宮動物園まで、バスに乗って「しゅっぱーっ!」。バスが大好きなお友達は、バスを見た時からワクワクして喜んでいました。宇都宮動物園では、生後1ヶ月のキリンの赤ちゃん、生後1日!のミニブタの赤ちゃんを見て「かわいいー」の歓声があがりました。キリンにエサをやる時には、子どもも大人も、キリンの



長い舌に舐められないように恐る恐るエサを差し出していました。他にも、色々な動物にエサをやったり、ふれあうことができました。動物園内の遊園地では、初めての乗り物に挑戦する子がいたり、余裕な顔でジェットコースターに乗る子もいて、泣いたり笑ったりしながら、それぞれ素敵な思い出を作ることが出来ました。



こども療育センター サークスを見ました。

こども療育センターでは、夏休みのイベントとして、7月25日にセンター内のウェルネスゲートにサーカス団をよびました。今年は「小さな小さなサーカス団 タラッタラッタ」のヨシ君とナナちゃんが来てくれました。

普段は見る事ができない、ジャグリングやピエロ、バルーンアートを楽しみ、その迫力に子どもたちは、くぎづけでした。また、療育センターやこども発達支援センターの子どもたち、外来の患者の皆さん等、多くの方が見に来てくださり、おおいに盛り上がりました。



みんなで はいチーズ♪

ショーの後は二人が療育センターに来てくれ、療育センターのためのショーを披露してくれました。二人からプレゼントとして一人ひとりに手渡された風船に子ども達は大喜び。早速センターに飾りました!

団長のヨシ君、ピエロのナナちゃん、貴重な経験をありがとうございました♪

子どもたちにとって忘れられない一日になりました。

おっとっと!危ない!!



リハビリテーション部

ロコモアドバイザーとちぎ育成！とちぎのロコモ予防はリハセンターから

当センター所長である星野医師は、かねてから「ロコモティブシンドローム（運動器症候群）」についての啓発、予防運動の普及のために活動をしています。今回は、星野所長が講師を務めた「ロコモアドバイザーとちぎ養成研修会」の様子をお伝えします。

7月6日の研修会は、県健康増進課が主催し、とちぎロコモプロジェクトが共催して開催され、栃木県内の医療・看護従事者・養護教諭など64名が参加しました。星野所長は、スライドと資料を用いてロコモの基本的な知識について解説しました。続いて、ロコモ度テストの解説と実技です。リハビリテーション部の藤平部長も参加し、そのやり方について説明しました。そして参加者には実際にロコモ度テストを受けてもらい、内容の理解を深めていただきました。



ロコモについて学ぶ参加者

たとえば、テストではこんな項目が。

40cm高の椅子から片脚で立ちあがれるか、出来るかぎり的大股でどれくらい歩けるか。

片脚だけで椅子から立ち上がるのは、意外と難しいものです。反動をつけたり、立ち上がっても片脚立ちをキープできず大きくバランスを崩したり・・・参加者が、自分自身のロコモ度におもわず苦笑や、安堵する様子がみられました。

すべての講習が終わったあと、受講者は修了テストを受け、「ロコモアドバイザーとちぎ」に登録されました。受講された方々が、今後県内のロコモ予防に活躍されることを期待します。

■ロコモティブシンドロームとは？

運動器（骨・関節・筋肉・神経など）の障害のために移動機能の低下をきたし、「立つ」「歩く」といった機能が低下した状態。進行すると日常生活に支障が出ます。超高齢社会に突入した現在、いつまでも自分の足で歩けるような健康寿命を延ばしていくために、運動器を長持ちさせロコモを予防することが重要になります。



相談支援従事者専門コース別研修

みなさんは、『相談支援専門員』をご存知ですか？
障害のある方やご家族の困ったことに寄り添いながら、解決の手立てを一緒に考えるのが相談支援専門員です。そのスキルアップを図るための1つとして、当センターの相談支援課が実施した専門コース別研修を紹介します。

『補装具を知ろう』コースでは、相談支援課の療法士を講師とし、補装具の役割についての講義と電動車椅子、意思伝達装置の体験を行いました。補装具は、障害のある部分を補い、重要な役割を果たします。そのためには、本人の能力等を確認し、補装具を十分に活用できる環境を整えることが大切です。「実際に体験したことで、より分



『記録の書き方』研修 講義



『記録の書き方』研修 面接

かりやすく伝えられる」との声が聞かれ、相談に役立つ知識や経験が得られたものと思います。

『相談援助職の記録の書き方～短時間で適切な内容を表現するテクニック』の著者である八木亜紀子氏を講師に招いた研修では、実際の面接場面を観察しSOAP（S主観的情報、O客観的情報、Aアセスメント・見立て、Pプラン）というフォーマットで記録を作成する演習を行いました。「読まれることを意識することの必要性を理解した」との声が聞かれ、今後も、地域で頼れる相談支援専門員の人材育成のため、より実践的で参考となる研修を企画していきたいと考えています。

ADHDの病態についての最近の知見

ADHD（注意欠如・多動症）におけるTriple pathway modelについて、アメリカのSonuga-Barkeらが2003年に発表した、これまで主流のADHDの病態仮説として、Double pathway modelというのがあります。ここではADHDの機能障害を「実行機能」と「報酬系」の2つの障害に分け、前者は「やり遂げられない（注意集中困難）」こと、後者は「メリットが明確なものが優先される（目移り＝多動・衝動）」ということで説明されてきました。しかし、これまでのDouble pathwayでは説明できない例があることが分かったため、彼らは2010年に新たにTriple pathway modelという病態仮説に発展させました。ADHDの機能障害を「①抑制制御」、「②遅延報酬」、「③時間処理」の3つの障害に分類し、具体的には、それぞれ脳の機能局在が異なることまでわかってきました。今まで大脳の前頭葉や、脳幹の側坐核といわれるところが障害の局在でしたが、③に関して、新たに小脳との関与が示唆される文献が数多く見受けられるようになったからです。林（2013）によると、①は「集中を求められる課題に集中できない／刺激に対する反応を抑制できない」こと、②は「集中を有する課題を嫌う／我慢ができない」こと、③は「段取りよく課題をこなせない／無駄な動きが多い」ことに関連しているのではないかと述べており、これまでの「注意集中」と「多動・衝動」の2軸にくっきりと二分されるのではなく、もう少し複雑なメカニズムで成り立っていると推測されるようになりました。発達障害の脳のメカニズムについては、まだまだこれから新しい知見がでてくると思いますので、注視していきたいと思えます。当科ではADHDをもつご本人ご家族に対し、心理社会的なマネジメントを軸に、必要に応じて、これらのメカニズムに則した薬物治療を加えて、その人のもつ健全な自尊心、自己効力感を感じながら成長していけるように、お手伝いしていきたいと思っています。

参考文献：小児の精神と神経（53-2）p119-124

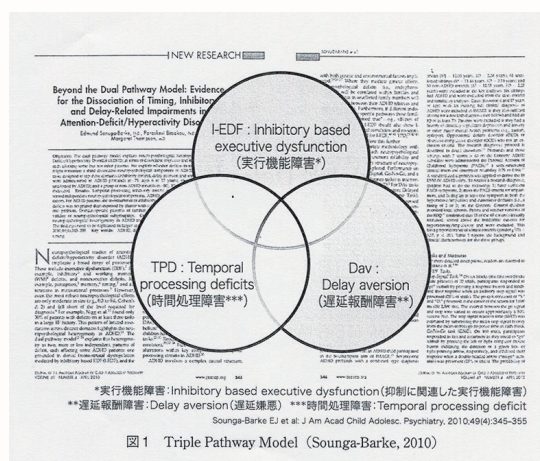


図1 Triple Pathway Model (Sonuga-Barke, 2010)

インフォメーション

○ヘルプマークについて

ヘルプマークを知っていますか？義足や内部障害、妊娠初期など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としていることを周囲の人に知らせることで、周囲から援助を得やすくするマークです。東京都が作成し、全国的に広がりを見せており、とちぎリハビリテーションセンターでも、配布しています。



○平成29年度身体障害者巡回相談のお知らせ

身体障害に関する相談会を開催します。医学的な相談、補装具、身障手帳、リハビリ等に関する相談を整形外科医、リハビリ専門職、保健師等が対応いたします。(要予約、先着5名程度)

参加ご希望の方は、お住まいの市町の障害福祉課にお申し込みください。

月 日	エリア	開催市	会場（施設名）	開催時間
10月19日（木）	安足	足利市	安足健康福祉センター	14：00
11月8日（水）	県北	那珂川町	那珂川町健康管理センター	16：00

※年間9回開催予定。以降の日時が決定次第、栃木県HP等に掲載していきます。

※お住いの市町以外で開催される巡回相談にも参加可能です。

※都合により急遽日時が変更となる場合もございます。必ずお住いの市町の障害福祉課にお申し込みの上、ご参加ください。

○平成29年7月21日から呼吸器機能障害に関する「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」が一部改正され、肺移植後、抗免疫療法を必要とする期間中の呼吸器機能障害1級の認定が可能となりました。

とちぎリハビリテーションセンター相談支援部 TEL 028-623-7010



総務企画課

来年4月、とちぎリハビリテーションセンターは「地方独立行政法人」に生まれ変わります！

前回発行した第54号では、県議会第340回通常会議において地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの定款が可決されたことをお知らせしました。これにより、来年4月、当センターは新たに独立行政法人として生まれ変わります。目下、独法後のビジョンや栃木県知事が定めた目標に対する計画を職員が一丸となって作成しています。

独法移行後も、県立病院・施設としての位置付けは変わりません。相談支援部門は県の機関として存続しますが、引き続き連携を密にし、心身に障害のある方々の生活の質の向上や地域生活への移行をお手伝いしていきます。

(発行) とちぎリハビリテーションセンター
管理部総務企画課

〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1

TEL 028-623-6101

FAX 028-623-6151

ホームページ <http://www.rhc.pref.tochigi.lg.jp/index.html/>



©本冊子はユニバーサルデザインフォントを使用しています。
※ユニバーサルデザインフォント…年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、さまざまな人が読みやすく、誤読されにくい書体です。